

道綱の母の結婚

— 一夫一妻制論を考える —

森 田 兼 吉

ついでに私見を述べることを一応の手がかりにして、工藤氏の提起された問題についても論及していきたい。

道綱の母（倫寧の女）は、『かげろふの日記』の執筆の動機を述べた序に続けて、兼家からの求婚について次のように記しはじめる。以下『日記』本文については日本古典文学全集本により、本文に問題のある場合は言及することにする。

さて、あへなかりしすぎごとものそれはそれとして、柏木の木高きわたりより、かくいはせむと思ふことありけり。例の人は、案内するたより、もしはなま女などして、言はすることこそあれ、これは、親とおぼしき人に、たはぶれにも、まめやかにもほのめかししに、びなきことといひつるをも知らず顔に、馬にはひ乗りたる人して、うちたたかす。たれなど言はするには、おぼつかならず騒いだれば、もてわづらひ、取り入れてもて騒ぐ。見れば、紙なども例のやうにもあらず、いたらぬところなしと聞きふるしたる手も、あらじとおぼゆるまで悪しければ、いとぞあやしき。ありける言は、

音にのみ聞けばかなしなほととぎすことかたらはむと思ふ

藤原兼家が後に「かげろふの日記」を書くこととなる藤原倫寧の女に求婚したのは、天曆八年（九五四）のほととぎすの頃で、その秋に二人は結婚した。経緯は「かげろふの日記」に詳しい。「かげろふの日記」は二人の結婚生活を中心に描かれたものであり、序に続くこの求婚から結婚への記事は、二人の結婚生活がどのようにして始まったのか、兼家の求婚から結婚までの経緯を作者が作品執筆時にどのように把握していたのかがわかる点で、作品を理解する上できわめて重要な記述なのだが、この部分の本文の解釈は、まだ安定したものとはなっていない。注釈者・論者によるゆれは大きい。そして昨年工藤重矩氏の「一夫一妻制としての平安文学——かげろふ日記と源氏物語——」（文学 昭62・10）が発表されたことによつて、このゆれの幅はいっそう大きくなったといえよう。工藤氏の議論は平安時代の婚姻制度についてのこれまでの理解に対しての根本的な問い直しであり、「かげろふの日記」の理解のし方にのみとどまらない大きな問題提起である。兼家の求婚から結婚に至る記述に

道綱の母の結婚 — 一夫一妻制論を考える —

心あり

とばかりぞある。「いかに。返りごとはすべくやある」など、
さだむるほどに、古代なる人ありて、「なほ」とかしこまりて
書かずれば、

かたらはむ人なき里にほとぎすかひなかるべき声なふる
しそ

作者は兼家の求婚以前に「あへなかりしきごとども」のあつたこ
とをまず記している。「すきごとども」は「和泉式部日記」の、

七日、すきごとどもする人のもとより、たなばたひこぼしとい
ふことどもあまたあれど、目も立たず。

などの例からもわかるように、男性から恋の歌が贈られ、時には女
性もそれに答える、ということの意味する。「すきごとども」とあ
るから複数で、何人かの男性との恋歌の贈答があつたことになる。

「すきごとども」に冠された「あへなかりし」は校訂本文で、日本
古典文学全集本の底本である宮内庁書陵部本の形は「あのけかりし
」で、主要諸本間に異同はない。そこでさまざまな校訂案が出され
ており、あつてなく終わつた（あへなかりし）と、浮わつたいた
、軽薄だつたとも、それほど身を入れなかつたとも訳せそうな

校訂（あはつけかりし）とでは、その恋愛沙汰に対する作者の評価
が違ってくるのだが、この部分については、わたくしは後者説を採
るものの、決め手はない。

ところで兼家はなぜ倫寧の女に求婚してきたのだろうか。兼家は
時の右大臣師輔の三男で、二十六歳。まだ右兵衛佐だが、将来が囁
望され、みずからも野心を持っている青年であつたはずである。そ

の兼家がなぜ藤原氏の主流北家の出ではありながらすでに受領を出
す程度の家格となつていた倫寧の女を結婚相手として選んだのであ
ろうか。それも、何かのきっかけで文の贈答があり、その過程で女
に深く魅かれていった、というわけではない。最初から求婚の意志
を倫寧に告げているのである。当時十九歳くらいと考えられている
倫寧の女にどのような魅力があつたのだろうか。

兼家の母は兄伊尹、兼通と同じく武藏守藤原経邦の女であつた。
兼家はまた最初の妻として摂津守藤原中正の女時姫を選んでおり、
大臣家の子息が受領層の女と結婚することのよくある時代であつ
た。受領の経済力が高く評価され、その女との結婚を望む風潮のあ
つたろうことはしばしば推測されている。倫寧の場合、「かげろふ
の日記」に描かれているように、その女と兼家が結婚した天曆八年
の十月に陸奥守として赴任している点が目される。地方官の任命
は通常は正月の除目によつて行われる。この年は正月四日の太皇太
后隠子の崩御によつて延びたようである。「公卿補任」天曆八年の条や
天徳二年・康保元年・同四年の条の尻書によれば、大江朝綱（兼備
前守）、源自明（兼近江権守）、藤原元名（大宰大貳）、藤原朝成
（兼紀伊権守）、源重光（兼伊予守）、藤原齊敏（兼美濃権守）、
など三月十四日に任官している者が多く見られ、この日に除目の行
われたことは確かである。倫寧の陸奥守任官もこの日であつた可能
性が大きい。倫寧が陸奥守となつたのは、その女が兼家と結婚した
縁で推挙されたためと見る説もあるが、兼家が倫寧に初めて歌を贈
つたのは「ほととぎす」の歌句によつて五月とわかり、倫寧に意向
を伝えたのはむろんそれよりも前のことだが、いずれにせよ縁談が

まとまったのは陸奥守に倫寧が任官する前であつて、角田文衛氏⁽³⁾が指摘されたように、成り立たないであろう。この頃すでに倫寧が時の政界の筆頭者左大臣藤原実頼（師輔の兄）の家司であつたとする説もある。⁽⁴⁾『日本紀略』の天延元年（九七三）五月十九日の条には、前日に薨じた太政大臣実頼の葬送のことが記され、続けて、

大臣家別当丹波守藤原倫寧朝臣進外記給。

とある。しかし、実頼との関係が十九年前までさか上るかどうかはわからない。岡一男氏（注4参照）は、天曆八年頃実頼の家司であつたと推定した資料として、この『日本紀略』と『小右記』長元五年（一〇三二）八月二十五日条に引く実頼の日記の記述を掲げておられる。この実頼の日記の記述は、倫寧と実頼の近さを語る資料としてよく使われるので、ここに『小右記』の記述を訓み下した形で示しておく。

主税助雅頼ヲ召シ、陸奥ノ砂金ノ事ヲ問フ。詔ニ逢フ可キヤ否ヤノ事也。申シテ云ハク、彼ノ国ノ百姓、狭布ヲ弁ズ。皆是調庸僑丁ノ弁ズル所、狭布ニ至リテハ詔文ニ依リテ免ゼラルル所也。金ニ至リテハ、彼ノ調庸僑丁ニ食ヲ給シテ掘進セシムル所、調庸等ヲ免ズルノ詔ニ潤フ可カラズ。調庸等ノ丁其ノ数多々。然レバ課スル所ノ砂金数千両ニ及ブベシ。只是年新トシテ定メ置カルル所也。一切免ゼラルル可カラズ、テヘリ。唯対馬嶋ノ銀ハ充テラルル所乃丁ノ数有リ。仍テ詔書ニ霑フ可キ歟。余仰セテ云ハク、水銀ハ如何ガ、ト。雅頼云ハク、礎ニ覚エズ、テヘリ。仰セテ云ハク、件ノ三色ノ事、尋ネ勸ヘテ進ズベキノ由、召シテ之ヲ仰ス。雅頼云ハク、滋望・倫寧之時、天曆

ノ御宇、免ゼラレザル事也。倫寧ハ勲五ヶ年ノ新金ヲ全ウシ了へ、年々遺金三千余両、又弁進ス、テヘリ。件ノ事、故殿ノ御日記ヲ見ルニ、申ス所ト相違無シ。

『小右記』のこの年の分には欠けている日が多く、他史料によつても詔書の内容はよくわからないが、税の減免に関わるものである。実資が主税助雅頼を召して陸奥の砂金などが免税の対象としてよいかどうかを問うたときの文である。倫寧が「全勲五ヶ年新金了、年々遺金三千余両又弁進」というのは主税助雅頼が実資に語つた前例中のことばである。実資が故殿（実頼）の御日記を見るに主税助の言と相違するところなしと書いた「件事」は、話の中心が免税の詔書にあうかどうかという点だから、「滋望・倫寧之時、天曆御宇」以下だけであつた可能性もある。主税助のことばであることと、文脈をたどり読めば、倫寧が私的に実頼に金を贈つたのではなく、前任者が未収のままであつた金を徴収して公庫に送つたものであることがわかる。したがつて、天曆八年当時の実頼と倫寧の関係は不明というよりはかはらないのだが、倫寧が有能な官吏として撰擧家から重要視され、陸奥守にも推挙されたことだけは確かだろう。そして兼家からも女への縁談がもたらされたのであつた。

倫寧の女が美しいという世評があつたのであろう。そして、それに加えて、「あへなかりし（あはつけかりし？）すぎこども」によつて、倫寧の女の歌は、貴族社会の男達の中で、かなり広まり、話題になつていたらう。時あたかも『後撰集』撰集作業の行われている頃、歌語りへの世の関心の高い頃であつた。兼家が倫寧の女の歌に接する機会はいじゅうぶんにあつた。守屋省吾氏は、身分差を超

えて兼家が求婚したのは、「おそらく道綱母の歌才のほどが大きく要因したであろう」ことを指摘しておられる。そして「音にのみ聞けば」という兼家の歌句について、評判を聞くというその内容が、美貌ということだけではなく、彼女の和歌の道における才能のほどまでを読み取られたのは、慧眼であった。「ことかたらはむと思ふ心あり」という下句も、直接会ってお話したい、といったあまりにも直截的な意味だけではなく、歌による交際をしたいという思いもこもっているように読める。兼家の兄伊尹・兼通も、恋の歌の贈答にいかにかかれた人達であったか、これまた守屋氏のご論に詳しい。

みずからの結婚生活の不如意を示唆する形の序にすぐ続く兼家の求婚の記述には、作者の兼家に対する非難の口ぶりが目立つ。彼女の期待や予想とはおよそかけはなれたし方での兼家の求婚であったと、作者は評価しているのである。その不満は、一応、

一、「例の人は、案内するたより、もしはなま女などして」求婚の意を伝えさせるのに、兼家は直接「たはぶれにもまめやかにも」父倫寧に伝えたこと。

二、「びなきことといひつるをも知らず顔に」馬に乗った人を使として、門をたたかせたこと。

三、「紙なども例のやうにもあらず」、筆跡も「あらじとおぼゆるまで」よくなかったこと。

の三点に要約できよう。歌に続けて「とばかりぞある」とあるのによれば、歌だけではなく、心のこもった文章も期待していたのかもしれない。

これらの中で不満の根幹をなすのは一であろう。それでは作者が考えている「例の人」の求婚とは、どのようなものだったのだろうか。文章によれば、作者は、A「案内するたより」を使って思いを伝える、B「なま女など」を介して思いを伝える、の二通りを考えていることになる。後者は、「なま女」が多く注されるような、未熟な、年若い女房なのか、原田芳起氏や上村悦子氏の説かれるような、初老の女なのか、判断がむずかしいが、作者が「なま女」を介する求婚を例の人のやることとしてよしとしていることからすれば、「なま」に、未熟のニュアンスを強く読み取るわけにはいかず、後説を採るべきなのであろう。女のそば近く仕える女房などを介して、女に恋文を贈るやり方である。「なま女など」の「など」によれば、初老にそれほどこだわる必要はなく、「落窪物語」のあこぎの存在などが参考になろう。ところでもう一方の「案内するたより」を使って求婚するとは、どういうことか。訳はここに底本として用いた日本古典文学全集本の、しかるべき手づるを求めたり、あたりが標準的なものだが、具体的にどういうことかとなると、わかりにくい。「なま女」などよりはもつとしっかりした仲介者、男の縁者が女の乳母になっていて、それを介して……といったことが頭に入っている記述であろうか。

例の人の求婚についてのわたくしの以上のような理解は、ごく一般的なもので、通説に沿ったものだといつてよいと思うが、これとは異った理解がある。増田繁夫氏が、

実はこの縁談は、最初からの経過もすべて余計な手続きは省かれていた。普通は、女房だとか家司が内々で両家の意向をさ

ぐる、ということから始められるのに、この場合は兼家本人が直接父倫寧に声をかけている。仲人の交渉は省略されている。

といわれたような理解で、これをさらに徹底させたのが、前掲の工藤氏の論である。工藤氏は、日本の婚姻制度は律令によって定められており、律令の定めは平安時代にも生きていたとされる。律令に定められた婚姻制度は一夫一妻制で、重婚は禁じられており、つまりは「かげろふの日記」の時代もそうであったとされるのである。多妻であるように見えても、妻は一人だけで、他は妾であったという。

婚姻を定めた『養老律令』の、戸令の規定の中に次のような条項がある。以下、日本思想大系『律令』の訓み下し文によって引くが、振り仮名の多くは省略する。

24 凡そ男の年十五、女の年十三以上にして婚嫁ゆゑ聴せ。

25 凡そ女に嫁よめせむことは、皆先づ祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母に由れよ。次に舅従母、従父兄弟に及ぼせ。若し舅従母、従父兄弟、同居共財せず、及び此の親なくは、並に女の欲せむ所に任せて、婚主と為よ。

26 凡そ結婚已に定まつて、故無くして三月まで成らず、及び逃亡して一月までに還らず、若しくは外蕃に没落して一年までに還らざらむ、及び徒罪以上犯せらむ、女家離れむと欲せば、聴せ。已に成りたりと雖も、其れ夫外蕃に没落して、子有るは五年、子無きは三年までに帰らず、及び逃亡して、子有るは三年、子無きは二年までに出こずは、並に改嫁聴せ。

27 凡そ先づ奸して、後に娶まきて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、猶なほ離はなれ。

道綱の母の結婚 ― 一夫一妻制論を考ふる ―

28 凡そ妻棄てむことは、七出の状有るべし。一には子無き。二には淫いじ洗し。三には舅姑に事つかへず。四には口舌。五には盜窃。六には妬忌。七には悪疾。皆夫手書して棄てよ。尊属、近親と同じく置せよ。若し書解らずは、指を画いて記することを為よ。妻、棄つる状有りと雖も、三の去すてざること有り。一には舅姑の喪持たくるに経たる。二には娶まいし時に踐ふしくして後に責せき。三には受けし所有りて帰す所無き。即ち義絶、淫洗、悪疾犯せば、此の令に拘れず。

29 凡そ妻棄つることは、先づ祖父母、父母に由れよ。若し祖父母、父母無くは、夫自由よすることを得む。皆其の齊もてらむ所の見在の財還せ。若し將ゆたる婢、子有らば、亦還せ。

30 凡そ女に嫁せ、妻棄てむことは、所由に由れずは、皆婚成らず、棄を成さず。所由後に知りて、三月に満みつるまで理することせずは、皆更に論すること得じ。

また『令集解』に、(新訂)国史大系本により滝川政次郎氏「日本法制史」の訓みに従う、

凡そ女嫁す者は、また祖父母、父母、及び諸親の命めいを待たつ。仮令たと媒人直ちに女の許に詣らば、先づ祖父母、父母に申すなり。と見え、媒人の制もあつたようである。

さらに『万葉集』四一三〇(新編国歌大観による。国歌大観では四一〇六)の伴家持の歌の前書に「七出例云(後略)」「三不去云(後略)」に続けて、

而妻例云
有妻更娶者徒一年、女家杖二百離之。

ともある。唐の戸婚律からの引用と見られるが、重婚を禁じる類似の文は日本の戸婚律にもあったようである。⁽¹⁾

これらを踏まえて工藤氏は、

道綱の母の場合は、「かげろふ日記」によれば、(中略)兼家自身が直接に親の倫寧に申し入れたのである。倫寧は父として「婚主」の立場の人だから、倫寧に申し入れるのは適法であるが、兼家自身というのは適法ではない。「例の人は案内するたより」即ち媒人を通すのである。それが正式の手続きだからである。

といわれる。増田氏説では、余計な——必要最低限以上の、の意であらう——手続き、工藤説では法律に定められた手続きを省略した兼家の求婚だったことになる。手続きが省略された理由について、増田氏は、兼家が家柄の低い受領層の家に、そんなにうるさく手続きを考へる必要がないと判断したためとされ、工藤氏は、兼家にはすでに時姫という妻があるから、倫寧の女は妾でしかありえず、だから「家と家としてのしかるべき手続きを踏んだ形にはできないし、戸婚律からもしてはならない。それ故に自身で申し入れるという形をとったのであらう」と推測しておられる。

私も与したような通説的な理解では、例の人の求婚として作者が考へていたのは、少くとも「なま女などしていはする」というあたり、物語世界に見られるような、ロマンティックなものであった。それに反して、本人を軽んじるような、事務的で夢のない兼家の求婚のし方に呆れ、不満を覚えているのである。ところが増田氏や工藤氏のような理解によれば、例の人の求婚のし方は、家と家との婚

姻という形が強く、物語類にはあまり登場してきそうもないものであった。そして作者は、あらまほしき求婚の手續きの一部が省略されていることに、不満を述べていることになる。工藤氏説によれば、その手續きの省略は、妻として扱っているのでないことを兼家からはつきりと見せつけられたことにもなり、それが作者に「びなきこと」と拒否の表現をさせたとも理解できよう。工藤氏は、娘が妾という立場になることをじゅうぶん知っていて倫寧は兼家に託したのだし、道綱の母も自分の立場はわかっていたと解されるのだが、それにしても形の上ではつきり見せつけられたときの心情はさぞかし苦渋に満ちたものであつたらう。

私の一旦与した通説的理解と、工藤氏のような理解とでは、どちらが正しいであろうか。「かげろふの日記」の文脈の中だけでも、一応の判断はつきりである。作者は、例の人は案内するたより、もしはなま女などを利用して「いはする」のに、これ(兼家)は直接親とおぼしき人に「ほのめかし」という書き方で不満を述べている。「いはする」とは「女(わたくし)に」「いはする」のだが、兼家の場合は直接「親とおぼしき人に」「ほのめかし」といつて、非難しているのである。つまり最初に思いを告げる相手が女か女の親かという相違に重点を置いた形であった。例の人は案内するたより、もしはなま女などして「親とおぼしき人に」「いはする」という構文ではない。特に工藤説によれば、一般的に、妾には妻のような求婚の手續きはとれないのだから、手續きの省略を非難するのに「例の人は……これは……」という構文は使われないだろう。

以上のように「かげろふの日記」の文脈からは、手続き省略説は

導き出しにくいのだが、工藤氏のご論は平安時代の婚姻制度そのものについての問い直しであり、この部分だけではなく「かげろふの日記」全体の理解について波及するところが大きい。そこで氏の説かれた婚姻のあり方について、ここで考えてみたい。

二

平安時代は律令社会であった。婚姻についても戸婚律（全容は今伝わらない）や戸令に詳しく定められている。そしてそれを改める法律は出されていないから、平安時代にもそれは生きていた。婚姻制度としては一夫一妻制であって、一夫多妻というのは正しくない。多く妻がいるように見えても、重婚は禁じられているのだから、妻は一人で、他は妾であつた。妻と妾とは自明的に区別されている。いくら子を多く産んでも、夫の深い愛情を得ても、妾は妾で、妻とはなりえない。——以上のような婚姻制度についての認識が、工藤氏のご論の根幹をなすものであろう。「かげろふの日記」と「源氏物語」の検討を中心にして以上の点を確認しようとしたのが、工藤氏のご論であつた。

律令に見える婚姻の規定は周知のものである。それが法的に撤回されてはいないことも、研究者のよく知るところであつた。にもかかわらず、一夫多妻と考えられているのには、それなりの理由があつた。物語や記録などを見る限りでは、平安時代の婚姻はさまざまな点で、律令のとおりではなかつた。律令として今に残っているのは養老律令だが、その前身というべき大宝律令にせよ、この養老律令にせよ、中国(唐)の法典を規範として、もっといえば模倣して、

道綱の母の結婚——一夫一妻制論を考える——

若干の日本の不文律をも加えて制定されたもので、当時の社会の実情に合うものではなかつたし、どこまで実行されたかも疑問だつたのである。しかも平安時代になると、律令の規定どおり行われなくなつたものが多い。戸令にしても、そこに定められた諸条が実施されるためには、19項の「凡そ戸籍は、六年に一たび造れ」という規定が何よりも守られねばならないのだが、平安時代の戸籍として今日その一部でもが伝わるのは六例にすぎず、その最後のものとして知られる寛弘元年（一〇〇四）の讃岐国大内郡入野郷の戸籍は不完全で「崩壞期の戸籍の様子を伝えていると思われるが、造籍という作業そのものもこのころ廃絶したとみるべきであろう」（『国史大辞典』戸籍）といわれている。前に掲げた戸令24項の結婚年齢にしても、たとえば道長の女彰子は十二歳で一条天皇のもとに入内したし、その一条天皇が十五歳（権記の没年齢から計算すれば十四）の道隆の女定子を女御として入内させたのは十一歳のときであつたとか、十二歳の藤原行成の女と十四歳の藤原長家との結婚など、われわれはそれより若い年齢の結婚の例をいくつも知っている。27項の「凡そ先づ奸して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に合ふと雖も、猶し離て」は、歌垣によつて配偶者を得るといふ風俗さえ持つ日本の社会にはなじまぬものであつた。ここでいう「奸」とは今日われわれが「姦」から連想するような意味は持たない。「令義解」がこの文について（増補）国史大系本により私に訓み下して引用する）、
謂。礼を以て交はらざるを奸と為す也、仮令ば、初め主婚に由れずして、和合奸通し、後に祖父母等に由れ、已に婚娶を聴す。其後奸通の事発るれば、従ひ非常赦に合ふと雖も、猶又離つ也。

と注していることよって一層明確なように、親や祖父父母等の主婦者に知らせ許可を得る前の性關係を否定するものであった。そのような禁制のある社会で、たとえば『伊勢集』冒頭部の伊勢と仲平の關係や『落窪物語』の道頼と落窪の君の結婚など、容認されるはずはないのである。この項については、工藤氏も、滝川政次郎氏の「この規定は事実上空文に等しかった」という『日本法制史』(昭3初刊、昭60の講談社学術文庫本による)の言を肯首して、髭黒大将の例をも挙げておられる。

もちろん、ほぼこの法文通り行われている例もある。いずれも工藤氏の指摘されていることだが、『伊勢物語』二十四段の、宮仕えしと別れたまま三年男が帰って来なかったため、他の男と「こよひあはむ」と約束したところ……という話には26項がよく引かれているし、今井源衛氏が指摘されたように、『源氏物語』若菜上で、朱雀院が左中弁を源氏の許に遣わしたのは媒人の規定を頭に置いているのだらうし、紫式部が律令の他の条項をも念頭に置いていた可能性もある。しかし、そのとおり行われていない条文もあるのだから、重婚の禁止や25項のようなきちんとした手続きがそのとおり守られ、行われていたかどうかは、はっきりした証拠をもって論証されねばならない。

律令では重婚は禁じていたが、妾は認めていた。ただ妾という概念はもともと日本にあったものではなかった。「中国の家族法では、妻と妾は明確に区別されてお」るのに対し、日本の律令も、唐律令の妻妾の区別をそのまま継受しているが、現実には妻と妾の区別は明確でなかった」(日本思想大系『律令』補注戸令27b)とされる

のも、うなずける。日本には妾にあたることばもなかった。工藤氏は妻・妾の古辞書の注を引いておられるが、妾の意味は二十卷本『倭名抄』に「非正嫡、故以接為稱。一云、有接嫡之名也。小妻也」と説明されており、それに相当する和名としては同書に「和名平無名女」とあり、観智院本『名義抄』には「ヨムナメシタカフ コナミ トル タカヒ」などとある。妾という立場の女性の称といえるのは「ヨムナメ」「コナミ」があげられているだけだが、「コナミ」は同じ観智院本『名義抄』の「前妻」の項に「モトツメ」と並んで出ており、用例から見ても前妻(最初に結婚した妻、もとの妻)という理解で、今日は一致している(『岩波古語辞典』が「こなみ」の②の意味として「死別または離別した妻、先妻」を書き、例に『和名抄』の「前妻、毛止豆妻、一云古奈美」の例を示しているのは間違いない)。残るのは「ヨムナメ」だけだが、これは「女」というにすぎない。『日本書紀』景行天皇四十年の条に「時有從王之妾」とある「妾」が寛文九年板本で「ヨムナメ」と訓まれているのが想起される(北野本はヨムナ)。日本武尊に從っている弟橘媛のことで、彼女は王の船をも沈めようとする荒れた海を鎮めるために入水し、後に日本武尊がそれをいたんで「吾婦者耶」といった話はよく知られている。『紀』は「婦」に「此云菟摩」⁽¹⁾と訓注をつけている。「ヨミナメ」や誤った「コナミ」の和名が辞書に記されるなど、妾に相当する和語の欠如——つまりは実態のないことを示すものである。なお、なお儀制令の第25項には五等親の定めがあり、妾が祖父母、兄弟、姉妹、妻などと共に二等親とされているのだが、その妾について思想大系本では、正妻に次ぐ

地位の妻。次妻。「本妻」を「こなみ」というに對してこれは「うはなり」と注しているが、「うはなり」と「妾」は同じではない。「倭名抄」や「名義抄」では「後妻」に充てられた和名で、妻があるのに次に娶つた妻で、夫の愛情は普通この新しい妻の方に集中するから、もとの妻がねたむことが多く、そのために「うはなりねたみ」という嫉妬を表わす語も生まれたのであった。以上要するに、妾に相当する日本語はなかつたのである。「大和物語」一四一段では、「本の妻」のもとに男が筑紫から連れてきて同居させた女は「うはなり」とも「ちくしの妻」とも「今の妻」とも書かれる。一六八段では、良少将良峰宗貞の三人の妻について、「妻は三人なんありけるを」と紹介され、「よろしく思ひける」二人と「かぎりなく思ひて子どもなどある妻」と、男の愛情に深淺はあるが、いずれも「め」で表現されている。妻妾にあたる人を区別せずに「め」とか「つま」とかいうのが、日本のならわしであつたらう。そんな中で重婚を禁じる法令が出ても、どこまで守らせえたか。「つま」が二人いるとして処罰しようとしても、一人は妾だと言ひ逃れられたら、どうしようもない。中山太郎氏は『万葉集』の狭野茅上娘子との贈答で知られる中臣宅守の配流を重婚の罪に問われた例とされ、工藤氏も肯定的にその説を引いておられるが、中山氏の説は昭和三年のもので、今日の『万葉集』研究では、宅守の配流を娘子との結婚と関わらせてはいない（『万葉集注釈』十五参照）。

以上で考えれば、重婚を禁じる規定が「事実上空文に等しかつた」（『日本法制史』）と見るのが妥当性を持つように思われるのである。一夫多妻が行われていたと見てよい。

道綱の母の結婚 — 一夫一妻制論を考える —

しかし工藤氏は、一夫一妻・重婚禁止の令が有名無実であつたとする考え方に疑問を持たれる。そして『日本法制史』が有名無実の例として掲げている二つの事実を検討して、一夫多妻の例ではなかつたと結論づけられたのである。しかし工藤氏の導かれた結論は正しいであろうか。むしろ工藤氏に誤認はなかつたか。

工藤氏の検討された第一の点は「玉葉」の安元元年（一一七五）六月十三日の記事である。この日兼実は明法博士中原広基を召して様々のことを問ひ、その問答を日記に書き記した。そこには、次のような記述がある。

妻妾事

問、云、仮令、人妻有三人。嫡妻 本妻 其嫡妻、本妻、歴年

序無二子、妾妻今為嫁娶有子。而其妻等亡者、其夫何忌哉。

申云、嫡妻雖縦不生二子、亡者可為其服。其後數子之母雖亡、不為其服。是則、夫再不著妻服之故也。

この後再婚した女の服についても問答があるが、ここでは省略する。

本妻 一緒になつて年序を歴ているが一人も子が無い。

嫡妻 右に同じ。

妾妻 一緒になつたばかりだが、子を産んでいる。

という三人の妻について、夫はだれの喪に服すべきかが問われ、嫡妻という答えが出されているのであつた。何人もの妻があり得た証と読まれてきたこの記事について工藤氏は、三妻が同時に存在したのではなく、

男は初めある女と結婚したが（これが初めの嫡妻）、子が生れないので離別して、別の女と結婚した。この時点で、初めの嫡妻は「本妻」(前妻)と称され、新しい「嫡妻」ができたのである。それでもなお子が生まれず、新しく妾を娶った。もしこの時、今の嫡妻を離別(棄妻)しておけば、新しい妾は妾でなく「妻」となることができたのだが、嫡妻を棄妻しなかったで、新しい女は妾なのである。こうして、この男には棄妻した「本妻」と今の「嫡妻」と新たに娶った「妾妻」とがいることになった。だから確かに「本妻」と「嫡妻」とは同時に存在することがあるが、それは「妻」が二人同時に存在したのではない。この場合の「本妻」(前妻)は今の妻ではないからである。昭和の現在でも、離婚して再婚すれば、言葉としては「もとの妻」と「今の妻」の二人の妻がいるのと同じである。

のように読むのが正しいとされたのである。だが、本妻を離別した前の妻、今日でも使うもとの妻とされたのは、成り立ちがたいものであった。「本」は「根本」「本来」の意であって、「前」「以前」の意はない。「本妻」の例としては、

1 「…ほむさいつよくものし給。…」(源氏物語、夕霧 大成P 一三三四⑬)

2 おとゞ「ただいまかれひとりなむもて侍なる。ほんさいどもみなわすれ侍て」(宇津保物語 春日詣 前田家本 古典文庫 P 二九一)

3 「新中納言、本さいにかへり給て、このたゞひんがしに物し給なるを、とぶらひにものせん。……」(同 国譲中 同P一四

1の本妻は夕霧の妻雲居雁のことで、落葉宮に慕情をつのらせ、宮の傍で一夜を明かした夕霧を見た祈祷僧が宮の母御息所に心配して語ることばの中で使われている。離別された妻などでないことは言をまたない。2は、俊蔭の女と長い年月の後で再会することができ、熱愛する兼雅について、朱雀院と兼雅の兄忠雅が噂をしている場面で、忠雅の言。兼雅は今一人の女に熱中して、本妻どもはみな忘れたといっているので、以前の妻のようにも見えるが、完全に離別したわけではない。3は、そんなふうになく放置していた本妻と、よりを戻したという例で、本妻とは、あて宮に心をうばわれ求婚しつづけていた実忠の、本来の北の方であった。3は正頼のことばの中の用例で、この本妻の三例はみな男性のことばの中で使われる。2や3などは、女ことば、あるいは和語では、「本の妻」であった。前掲の『大和物語』一四一段の「本の妻」も「今の妻」と同居して夫と暮らしている。工藤氏は、観智院本「名義抄」に「嫡」を「モトノメ」と注している例や「もとの妻」と訳せる「本の妻」の例をあげ、離別した前妻も、離別していない旧妻も、また既にいる妾妻・愛人も「もとの妻」なのだと言われるが、離別した妻をそういつている例は見当たらず、工藤氏も示しておられないのである。まして本妻ほんさいにおいてをや、である。『玉葉』で問われている例は、やはり三妻が同時に存在したと解するより他はない。三人の妻の内最も早く結婚したのが本妻で、最も家格の高い人の娘で正妻というべき人が嫡妻。本妻も嫡妻もありながらなおまた結婚した女が妾妻と称されていると考えられる。妾妻にも嫁娶の話が使われ、

三人共「妻」の表現が用いられているのも注目してよい。これはやはり一夫多妻の証拠といえる。「嫡妻」の語は「古事記」にも見えるが、ただ妻のこのような分け方は、武家時代のもののようにも思われ、これで平安時代中期を考えるわけにもいくまい。

よく一夫多妻の例とされ、しかし工藤氏によって否定された第二は、道長の二人の妻、左大臣源雅信の女倫子と左大臣源高明の女明子の例で、この二人は、氏の内られるように、道長の愛情の上でも所遇の上でも世間の見る目も違っていた。「小右記」長和元年六月二十九日条では「高松殿」（明子）に妾妻と注されているのは実資の認識を示しているのであろう。もっともこの時点では倫子所生の彰子は皇太子の母であつて、倫子と明子の差はあまりにも歴然としていたのだが、妾妻といえども「つま」には相違なかつた。

道綱の母の場合、その子道綱は十七歳で初出仕し、従五位下に叙された。一方時姫所生の道隆・道兼・道長は十五歳で従五位に叙されている。選叙令38項によれば、五位以上の者の子が出身する場合、嫡子と庶子には叙される位階に差があつた。継嗣令第3項では、五位以上の者の嫡子を定めるには「治部に陳牒して、実を験^{かか}へて官に申せ」とあり、嫡子・嫡妻の決定は早くなされたはずで、兼家が道綱の母に求婚したとき、道隆はすでに生まれていたので、兼家が道綱として届けられていたはずで、従つて時姫が兼家の妻であり、妻は一人しか持ちえなかつたから、道綱の母は最初から妾でしかありえなかつたというのが、工藤氏のお説である。しかし、貴族、それも大臣クラスの家の大貴族がこんな条例に従つていたろうか。兼家の場合、最初の妻は摂津守藤原中正の女であつた。摂関家と受領層の

道綱の母の結婚 —— 一夫一妻制論を考える ——

子女との結婚はよくあると前に述べたが、守屋省吾氏「蜻蛉日記形成論」が藤原北家のほぼ三代にわたつて調査しておられる（P165）ように、貴顕の女との結婚が多い。道隆が生まれた天曆七年（九五三）頃、兄伊尹は代明親王の女と結婚していたし、次兄兼通は元平親王の女・権中納言大江繼時の女・有明親王の女を妻としていた（「尊卑分脈」の子の注記等から推定）。兼家にもこれから皇族の女や大貴族の女と結婚する可能性があり、そうなればその女が正妻格とならざるをえない。仮に嫡子・正妻を早く定めねばならなかつたとしても、道隆出生時にする必要など全くないのである。所生の子の叙位の位階の差は、その時点での兼家の所遇の差ではあるが、道綱が十四歳のとき超子はすでに入内しており、女御の母の時姫と道綱の母の差でもあり、それを道綱の母の結婚時にまでさかのぼらせる必然性は何もない。女子を得ていたのが道綱の母の方で、その女子が入内していたら、立場は逆転していたかもしれないのである。

工藤氏が「源氏物語」の婚姻について検討されている点などについては、ここに述べるゆとりはない。ただ一夫一妻論に合致しない叙述の多くある「宇津保物語」について「作者が男性であることと関係があるろう。男からすれば、妻妾が沢山いて皆仲良く暮してくれば一番いいわけで……」云々とされていることだけは疑問を述べておきたい。律令社会には生きている男性であれば、現行の規定はよく知つていて、それを反映させて書くのではないか。無頓着に見えるのは、それが社会の実態だからである、ともいえよう。

律令の重婚の規定、一夫一妻で妾は認めるといふ規定は、平安時

代中期には行われていなかった。一夫多妻制という表現は、そのよ
うな制度が定められていたわけではなく、妻は一人という人もある
のだからおかしいのだが、一夫一妻制も適当ではない。「一夫多妻
の許された社会で」という副題をつけた論を工藤氏論とあい前後し
て書いたことがあるのだが、その程度の把握でよいのではないか。

三

律令の規定を頭に置いて「かげろふの日記」を見ると、兼家の求
婚のし方がたしかに規定に近いことに驚く。「かげろふの日記」に
は道綱の母の知りえた範囲内のことが道綱の母の視点でのみ描かれ
ていることを思えば、ここには見えないが、兼家は当然この求婚に
ついて父師輔に了解を得ていたであろう。単に恋文を贈ったとい
うわけではないからである。道綱の母は物語世界で見ていた貴人の求
婚と比較しての「まめ」に呆れながらも、厚く遇されたことに悪い
気はしなかったろう。一で言及し残した不満の第三「いたらぬとこ
ろなしと聞きふるしたる手も、あらじとおぼゆるまで悪しければ」
という手も、「聞きふるしたる」とある以上、一般論としての求婚
の手紙の筆跡というのでは「すぎごとども」の経験者である彼女に
はあわず、兼家のあれこれをほめたてる周囲の仲人口に、兼家の書
までをうまいと聞き、ひそかに期待していたことを表わしてしまっ
ているのである。「本つ妻」時姫の存在などあまり気にせず、「今
の妻」倫寧の女は期待をもって兼家と結婚するのである。なにしろ
物語類では「うはなり」は本の妻を嫉妬させるほど愛されるのだか
ら。

注1 日本古典文学全集本による、後に引く「大和物語」は日本古
典全書本。

- 2 田口守・橘豊両氏「蜻蛉日記」(昭53 桜楓社) など。
- 3 道綱母の身辺(「王朝の映像」昭48 東京堂出版)
- 4 岡一男氏「源氏物語の基礎的研究」(昭29 東京堂) など。
- 5 岡、大日本古記録本、同。校定者の傍記の案に従う。
- 6 如何、同本、付。右に同じ。
- 7 「蜻蛉日記形成論」(昭50 笠間書院) P一七一
- 8 「なま女」の読解をめぐる問題——写本表記の批判的处理
——(樟蔭国文学一〇 昭48・3)
- 9 「蜻蛉日記解釈大成1」(昭58 明治書院) 他。
- 10 日本の作家9「蜻蛉日記作者 右大将道綱母」(昭58 新典
社) P四八。
- 11 滝川政次郎氏「萬葉律令考」(昭49 東京堂出版)
- 12 女三の宮物語の発端(完訳日本の古典「源氏物語六」昭61
小学館)
- 13 「日本婚姻史」(昭3 春陽堂) P五二五
- 14 平安日記文学に描かれた家族のきずな——一夫多妻の許され
た社会で——(梅光女学院大学公開講座論集21「文学における
家族」昭62・9 笠間書院)